

第 87 号 議 案

令 和 6 年 2 月 14 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、令和 6 年 2 月 13 日付 5 議事第 400 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第32号議案 非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
2	第58号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
3	第59号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
4	第60号議案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

常勤職員の給与改定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容																																									
報 酬 の 額 別表 1 (第 2 条関係)	<p>【報酬の限度額の引上げ】</p> <p>常勤職員の給与との権衡を考慮し、報酬の限度額を引上げ (常勤職員の給与改定率 0.88%)</p> <table border="1" data-bbox="534 537 1476 936"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職の種別 職員の種別</th> <th colspan="2">日額</th> <th colspan="2">月額</th> <th colspan="2">時間額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療業務に従事する者</td> <td>32,600円</td> <td>32,900円</td> <td>657,000円</td> <td>663,000円</td> <td>10,900円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>研究業務に従事する者</td> <td>23,800円</td> <td>24,000円</td> <td>479,000円</td> <td>483,000円</td> <td>8,100円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>教育業務に従事する者</td> <td>23,800円</td> <td>24,000円</td> <td>479,000円</td> <td>483,000円</td> <td>8,100円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>一般業務に従事する者</td> <td>21,900円</td> <td>22,100円</td> <td>446,000円</td> <td>450,000円</td> <td>7,300円</td> <td>7,400円</td> </tr> </tbody> </table>	職の種別 職員の種別	日額		月額		時間額		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	医療業務に従事する者	32,600円	32,900円	657,000円	663,000円	10,900円	11,000円	研究業務に従事する者	23,800円	24,000円	479,000円	483,000円	8,100円	8,200円	教育業務に従事する者	23,800円	24,000円	479,000円	483,000円	8,100円	8,200円	一般業務に従事する者	21,900円	22,100円	446,000円	450,000円	7,300円	7,400円
職の種別 職員の種別	日額		月額		時間額																																					
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後																																				
医療業務に従事する者	32,600円	32,900円	657,000円	663,000円	10,900円	11,000円																																				
研究業務に従事する者	23,800円	24,000円	479,000円	483,000円	8,100円	8,200円																																				
教育業務に従事する者	23,800円	24,000円	479,000円	483,000円	8,100円	8,200円																																				
一般業務に従事する者	21,900円	22,100円	446,000円	450,000円	7,300円	7,400円																																				
費 用 弁 償 別表 3 (第 4 条関係)	<p>【報酬の額の改正】</p> <p>費用弁償の額を算出する際に適用する旅費条例における職務の級を区分している報酬の額を改正</p> <table border="1" data-bbox="534 1108 1476 1680"> <thead> <tr> <th rowspan="3">費用弁償の額</th> <th colspan="6">報酬の額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">日額</th> <th colspan="2">月額</th> <th colspan="2">時間額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費条例の規定により、職務の級が 5 級である職員が受けるべき額に相当する額</td> <td>17,200円以上の者</td> <td>17,400円以上の者</td> <td>353,000円以上の者</td> <td>356,000円以上の者</td> <td>5,700円以上の者</td> <td>5,800円以上の者</td> </tr> <tr> <td>旅費条例の規定により、職務の級が 4 級である職員が受けるべき額に相当する額</td> <td>15,400円以上17,200円未満の者</td> <td>15,500円以上 17,400円未満の者</td> <td>307,000円以上 353,000円未満の者</td> <td>310,000円以上 356,000円未満の者</td> <td>5,100円以上5,700円未満の者</td> <td>5,100円以上5,800円未満の者</td> </tr> <tr> <td>旅費条例の規定により、職務の級が 3 級以下である職員が受けるべき額に相当する額</td> <td>15,400円未満の者</td> <td>15,500円未満の者</td> <td>307,000円未満の者</td> <td>310,000円未満の者</td> <td>5,100円未満の者</td> <td>(改定なし)</td> </tr> </tbody> </table>	費用弁償の額	報酬の額						日額		月額		時間額		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	旅費条例の規定により、職務の級が 5 級である職員が受けるべき額に相当する額	17,200円以上の者	17,400円以上の者	353,000円以上の者	356,000円以上の者	5,700円以上の者	5,800円以上の者	旅費条例の規定により、職務の級が 4 級である職員が受けるべき額に相当する額	15,400円以上17,200円未満の者	15,500円以上 17,400円未満の者	307,000円以上 353,000円未満の者	310,000円以上 356,000円未満の者	5,100円以上5,700円未満の者	5,100円以上5,800円未満の者	旅費条例の規定により、職務の級が 3 級以下である職員が受けるべき額に相当する額	15,400円未満の者	15,500円未満の者	307,000円未満の者	310,000円未満の者	5,100円未満の者	(改定なし)	
費用弁償の額	報酬の額																																									
	日額		月額		時間額																																					
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後																																				
旅費条例の規定により、職務の級が 5 級である職員が受けるべき額に相当する額	17,200円以上の者	17,400円以上の者	353,000円以上の者	356,000円以上の者	5,700円以上の者	5,800円以上の者																																				
旅費条例の規定により、職務の級が 4 級である職員が受けるべき額に相当する額	15,400円以上17,200円未満の者	15,500円以上 17,400円未満の者	307,000円以上 353,000円未満の者	310,000円以上 356,000円未満の者	5,100円以上5,700円未満の者	5,100円以上5,800円未満の者																																				
旅費条例の規定により、職務の級が 3 級以下である職員が受けるべき額に相当する額	15,400円未満の者	15,500円未満の者	307,000円未満の者	310,000円未満の者	5,100円未満の者	(改定なし)																																				
施 行 期 日 附則	令和 6 年 4 月 1 日																																									

2 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
目 的 第1条第2項(新設)	【東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴う規定整備】 ○ この条例の規定による特殊勤務手当については、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の規定によりこれと同種の手当を受ける職員には支給しない。
小笠原業務手当 第13条第1項	【東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴う規定整備】 ○ 支給対象に、「小笠原村に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき」を追加
施 行 期 日 附則	令和6年4月1日

(参考) 都における小笠原業務手当の概要

交通アクセスの制約から事業の進行管理等に一定の制約が存在するなど、勤務の特殊性が存在するため支給

支給要件：小笠原諸島に所在する都の機関に所属する職員がその業務に従事したとき

支 給 額：(1) 行政系課長代理級相当以上の職にある者 日額 510 円

(2) 行政系主任級相当以下の職にある者 日額 410 円

※ 父島勤務、小笠原村以外からの赴任者の例

3 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

「2」の小笠原業務手当と同様の改正を行う。

4 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

時間講師の勤務時間の対象の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
<p>勤 務 時 間 等</p> <p>第4条第1項第1号</p> <p>第2号</p>	<p>【時間講師の勤務時間の対象となる授業の拡大】</p> <p>「教科の授業に要する時間」</p> <p>→「<u>教科の授業その他の東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が定める授業に要する時間」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（参考）改正理由</p> <p>学校現場では、新たな時代に対応するための力の育成や、児童・生徒の多様な学びのニーズに対応するため、学習指導要領に定める外国語活動、特別の教育課程を編成し実施される日本語教育、特別支援教室における指導など、様々な授業が実施されている。教科の授業に位置付けられていないこれらの授業について、安定的に質の高い授業を実施するため、必要な場合には専門的な知見をもつ時間講師を活用できるよう、時間講師の勤務時間に係る規定を整備する必要がある。</p> </div> <p>【文言整備】</p> <p>「<u>東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が定める授業の実施に付随する業務に要する時間」</p> <p>→「教育委員会が定める授業の実施に付随する業務に要する時間」</p>
<p>施 行 期 日</p> <p>附則</p>	<p>令和6年4月1日</p>

5 議事第 4 0 0 号
令和 6 年 2 月 1 3 日

東京都人事委員会委員長
中 西 充 殿

東京都議会議長
宇 田 川 聡 史
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 6 年第 1 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 3 2 号議案 非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 5 8 号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 5 9 号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 6 0 号議案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（3頁）
- 3 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 4 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（5頁）

第三十二号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表一中「三二、六〇〇」を「三二、九〇〇」に、「六五七、〇〇〇」を「六六三、〇〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一、〇〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二四、〇〇〇」に、「四七九、〇〇〇」を「四八三、〇〇〇」に、「八、一〇〇」を「八、二〇〇」に、「二一、九〇〇」を「二二、一〇〇」に、「四四六、〇〇〇」を「四五〇、〇〇〇」に、「七、三〇〇」を「七、四〇〇」に、「三三三、〇〇〇」を「三三四、〇〇〇」に改める。

別表三中「一七、二〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「三五三、〇〇〇円」を「三五六、〇〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「三〇七、〇〇〇円」を「三一〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬の限度額等を改定する必要がある。

第六十号議案

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第一条に次の一項を加える。

2 この条例の規定による特殊勤務手当については、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の規定によりこれと同種の手当を受ける職員には支給しない。
第十三条第一項中「小笠原業務手当は、」の下に「小笠原村に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改める必要がある。

第五十九号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一項中「小笠原村」の下に「に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は同村」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改める必要がある。

第五十八号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第一号中「授業」の下に「その他の東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業」を加え、同項第二号中「東京都教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

時間講師の勤務時間の対象の拡大を図るため、規定を整備する必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 3 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 4 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（6頁）

改正案

現行

第一条から第六条まで (現行のとおり)

第一条から第六条まで (現行のとおり)

別表一(第二条関係)

別表一(第二条関係)

職員の種別	額の種別		
	日額 (円)	月額 (円)	時間額 (円)
医療業務に従事する者	三三、九〇〇	六六三、〇〇〇	一一、〇〇〇
研究業務に従事する者	二四、〇〇〇	四八三、〇〇〇	八、二〇〇
教育業務に従事する者	二四、〇〇〇	四八三、〇〇〇	八、二〇〇
一般業務に従事する者	二二、一〇〇	四五〇、〇〇〇	七、四〇〇
参与	(現行のとおり)	三三四、〇〇〇	(現行のとおり)
専門委員	(現行のとおり)	三三四、〇〇〇	(現行のとおり)

職員の種別	額の種別		
	日額 (円)	月額 (円)	時間額 (円)
医療業務に従事する者	三三、六〇〇	六五七、〇〇〇	一〇、九〇〇
研究業務に従事する者	二三、八〇〇	四七九、〇〇〇	八、一〇〇
教育業務に従事する者	二三、八〇〇	四七九、〇〇〇	八、一〇〇
一般業務に従事する者	二二、九〇〇	四四六、〇〇〇	七、三〇〇
参与	(略)	三三三、〇〇〇	(略)
専門委員	(略)	三三三、〇〇〇	(略)

備考 (現行のとおり)

備考 (略)

別表二 (現行のとおり)

別表二 (略)

別表三(第四条関係)

別表三(第四条関係)

備考 (現行のとおり)	日額	月額	時間額	費用弁償の額
	一七、四〇〇 円以上の者	三五六、〇〇〇 円以上の者	五、八〇〇円 以上の者	(現行のとおり)
	一五、五〇〇 円以上	三一〇、〇〇〇 円以上	五、一〇〇円 以上	(現行のとおり)
	一七、四〇〇 円未満の者	三五六、〇〇〇 円未満の者	五、八〇〇円 未満の者	
一五、五〇〇 円未満の者	三一〇、〇〇〇 円未満の者	(現行のと おり)	(現行のとおり)	

備考 (略)	日額	月額	時間額	費用弁償の額
	一七、二〇〇 円以上の者	三五三、〇〇〇 円以上の者	五、七〇〇円 以上の者	(略)
	一五、四〇〇 円以上	三〇七、〇〇〇 円以上	五、一〇〇円 以上	(略)
	一七、二〇〇 円未満の者	三五三、〇〇〇 円未満の者	五、七〇〇円 未満の者	
一五、四〇〇 円未満の者	三〇七、〇〇〇 円未満の者	(略)	(略)	

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項及び職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「給与条例」という。）第十三条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会に所属する職員のうち、給与条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 この条例の規定による特殊勤務手当については、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の規定によりこれと同種の手当を受ける職員には支給しない。</p> <p>第二条から第十二条まで （現行のとおり）</p> <p>（小笠原業務手当）</p> <p>第十三条 小笠原業務手当は、小笠原村に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は東京都立小笠原高等学校に勤務する職員が、同校の所掌する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>第十四条及び第十五条 （現行のとおり）</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項及び職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「給与条例」という。）第十三条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会に所属する職員のうち、給与条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第二条から第十二条まで （略）</p> <p>（小笠原業務手当）</p> <p>第十三条 小笠原業務手当は、東京都立小笠原高等学校に勤務する職員が、同校の所掌する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十四条及び第十五条 （略）</p>

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （小笠原業務手当）</p> <p>第十九条 小笠原業務手当は、小笠原村に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は同村の区域内の都立若しくは公立の学校に勤務する職員が、その勤務する学校の所掌する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第二十条及び第二十一条（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （小笠原業務手当）</p> <p>第十九条 小笠原業務手当は、小笠原村の区域内の都立又は公立の学校に勤務する職員が、その勤務する学校の所掌する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十条及び第二十一条（略）</p>

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり） 第一条から第三条まで（現行のとおり） （勤務時間等） 第四条（現行のとおり）</p> <p>一 教科の授業その他の東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業に要する時間</p> <p>二 教育委員会が定める授業の実施に付随する業務に要する時間</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第五条から第十四条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略） 第一条から第三条まで（略） （勤務時間等） 第四条（略）</p> <p>一 教科の授業に要する時間</p> <p>二 東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業の実施に付随する業務に要する時間</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五条から第十四条まで（略）</p>